

野田市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市教育委員会教育長 染 谷 篤

野田市教育委員会規則第3号

野田市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則

野田市立小学校及び中学校管理規則（昭和39年野田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第6項中「研究に」を「、研究に」に改める。

第15条第1項中「、生徒」を「生徒」に改める。

第21条の2中「第20条」を「、第20条」に改める。

第36条の見出しを「（防火管理者）」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理）

第44条の2 教育委員会は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年千葉県条例第66号。以下「給特条例」という。）第11条の規定により、市立の義務教育諸学校等（給特条例第2条第1項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（学校職員であって、給特条例第2条第2項に規定する教育職員であるものをいう。以下同じ。）が業務を行う時間（公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（学校職員の勤務時間等に関する規則（平成7年千葉県教育委員会規則第2号。以下「学校職員の勤務時間規則」という。）第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（学校職員の勤務時間規則第11条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した場合における当該休日を除く。）、当該代休日並びに職員の給与に関する条例第17条に規定する人事委員会規則で定める日以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の範囲内とするため、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1か月において45時間
 - (2) 一の年度において360時間
- 2 教育委員会は、市立の義務教育諸学校等の教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、当該教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の範囲内とするため、当該教育職員の業務の量の適切な管理を行うものとする。
- (1) 1か月において100時間未満
 - (2) 一の年度において720時間
 - (3) 一の年度の初日から1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月当たりの平均時間について80時間
 - (4) 一の年度のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月
- 3 学校職員の勤務時間規則第3条の規定により市立の義務教育諸学校等の教育職員の週休日及び勤務時間の割振りを定める場合における当該教育職員についての前2項の適用については、第1項中「45時間」とあるのは「42時間」と、「360時間」とあるのは「320時間」とし、第2項中「45時間」とあるのは「42時間」とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、市立の義務教育諸学校等の教育職員の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項については、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。